

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成30年5月21日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートライアル東岡山店

所在地 岡山市東区藤井254番1外

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社トライアルカンパニー

住所 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

代表者の氏名 代表取締役 檜木野 仁司

(3) 変更事項

①大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男

(変更後) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司

②大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男

(変更後) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司

(4) 変更年月日

平成29年6月19日

2 届出年月日

平成30年5月15日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成30年5月21日から平成30年9月21日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工観光部産業振興・雇用推進課